

さいたま市立美園南中学校PTA

会長候補者選考委員会 規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、さいたま市立美園南中学校PTA理事会内における、会長候補者選考委員会（以下「本委員会」という。）について必要な事項を定める。

(職 務)

第2条 本委員会は、本会の会長候補者を選出することを職務とする
2. 役員候補者の選出は、本委員会の専決事項とする。

(構 成)

第3条 本委員会は、理事会の中から役員と専門委員会委員長で構成する。

第4条 本委員会は、会長の指示により発足し、次年度の総会終了後解散する。

(委員長・副委員長)

第5条 委員の互選により委員長1名、副委員長2名を選出する。

2. 委員長は、本委員会を招集し、議長を務める。
3. 副委員長は委員長を補佐する。

(候補者の条件)

第6条 会長候補者は、理事からの推薦を要件に会員の中から選出する。

附 則

1. この規程は、令和5年11月7日から施行する。